

令和2年度第2回嘉麻市空家等対策協議会

令和2年8月26日(水) 15:00～

嘉麻市役所本庁舎 防災対策室

◇出席確認(敬称略)

○嘉麻市空家等対策協議会

会 長		副会長					
赤間幸弘							
委 員							
1号 委員	田中義幸	2号 委員	松尾 朋	2号 委員	福丸奈々美	2号 委員	荒木邦夫
2号 委員	柳 良太	3号 委員	末吉進一	3号 委員	内田広美	3号 委員	大塚裕子
4号 委員	福山裕司	4号 委員	杉山智昭	5号 委員	田原洋子	5号 委員	田中利麿

○事務局

総合調整監	防災対策課長	防災対策課長補佐	消防安全係
秋吉俊輔	大野明治	藤原誠二	和智康考

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 委員並びに事務局紹介
4. 副会長の選任について
5. 報告事項
 - ・空家等対策の取組状況について
6. 議事
 - ・勧告案件について
7. その他

資料 1～4

資料 5～7

嘉麻市空家等対策協議会委員名簿

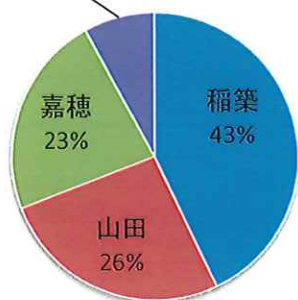
(令和2年5月)

区分	氏名	役職	肩書等
	アカマ ユキヒロ 赤間 幸弘	会長	市長
第1号委員 (市議会議員)	タナカ ヨシユキ 田中 義幸	委員	嘉麻市議会推薦
第2号委員 (識見を有する者)	マツオ トモ 松尾 朋	委員	福岡県弁護士会筑豊部会推薦
	フクマル ナナミ 福丸 奈々美	委員	福岡県司法書士会筑豊支部推薦
	アラキ クニオ 荒木 邦夫	委員	一般財団法人 福岡県建築住宅センター推薦
	ヤナギ リョウタ 柳 良太	委員	公益社団法人 福岡県宅地建物取引業協会筑豊支部推薦
第3号委員 (公共的団体等が推薦する者)	スエヨシ シンイチ 末吉 進一	委員	嘉麻市行政区長連合会代表者会推薦
	ウチダ ヒロミ 内田 広美	委員	嘉麻市社会福祉協議会推薦
	オオツカ ユウコ 大塚 裕子	委員	かま男女共同参画推進ネットワーク推薦
第4号委員 (関係行政機関職員)	フクヤマ ユウジ 福山 裕司	委員	飯塚消防署推薦
	スギヤマ テアキ 杉山 智昭	委員	飯塚県土整備事務所推薦
第5号委員 (市民からの公募による者)	タハラ ヨウコ 田原 洋子	委員	公募委員
	タナカ トシマロ 田中 利麿	委員	公募委員

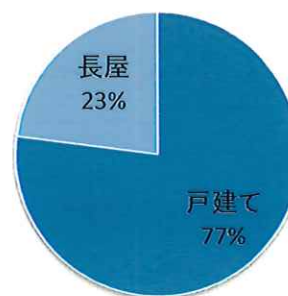
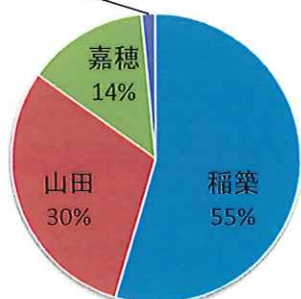
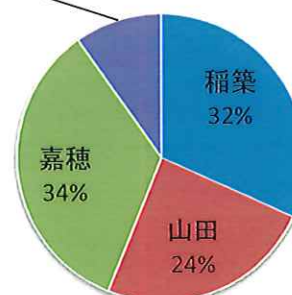
把握している空家数及び状態

令和2年7月31日現在

	空家数		危険物件			注意物件			
		戸建て	長屋		戸建て	長屋		戸建て	長屋
稲築	364	245	119	36	27	9	13	11	2
山田	223	150	73	20	12	8	10	8	2
嘉穂	194	191	3	9	9	0	14	14	0
碓井	68	68	0	1	1	0	4	4	0
合計	849	654	195	66	49	17	41	37	4

碓井 8%
空家数(地区別)

空家種別(全体)

碓井 1%
危険物件(地区別)碓井 10%
注意物件(地区別)

※危険物件：家屋の状態及び立地場所等により、人・物に危害が及ぶと判断され、緊急の対応を要すると判断されたもの

※注意物件：家屋の経年劣化で危険な状態へ移行すると思われる、このまま放置すると人・物に危害が及ぶと判断されたもの

空家等対策の取組状況について

1. 危険物件所有者調査状況（令和2年7月31日現在）

○所有者の特定	41件
○所有者追跡調査中	20件
○所有者不明	5件
計	66件

2. 適正管理通知書の送達（令和2年度発送件数：令和2年7月31日現在）

	16件（※送付例は資料3参照）
〔内 連絡あり	4件〕
連絡なし	12件

3. 解体撤去数（※資料4参照） 3件（内解体補助活用3件） （令和2年7月31日現在）

地区名	解体撤去	補助活用	自費解体
稲 築	0（0）	0（0）	0（0）
山 田	1（0）	1（0）	0（0）
嘉 穂	1（1）	1（1）	0（0）
碓 井	1（0）	1（0）	0（0）
計	3（1）	3（1）	0（0）

※（ ）は市外に住む所有者等の数
※補助申請ほか2件交付決定済

補助活用解体撤去数 22件 （平成28年度～令和元年度）

地区名	H28	H29	H30	R1	計
件数	5	4	7	6	22

2 嘉防第 号
令和2年 月 日

〇〇市〇〇番地
〇〇 〇〇 様

嘉麻市長 赤間 幸弘

老朽危険家屋の危険回避措置について（通知）

突然のお手紙申し訳ございません。

福岡県嘉麻市〇〇番地の家屋については、貴殿所有となっておりますが、管理がされておらず、別紙写真のとおり家屋の一部が壊れ危険な状態となっております。建物をこのまま放置されますと、強風時に建築物の飛散や倒壊する恐れがあり、周辺家屋や通行人に被害を及ぼした場合は、損害賠償など管理責任を問われることもあります。

つきましては、その状況をお知らせするとともに、周辺への危険や悪影響を防止するため、建物の除却等も含めた適切な危険回避措置をお願いするものです。

また、今後のご意向等をお伺いしたいので、下記まで連絡をお願い致します。

【備考】

嘉麻市では「老朽危険家屋」の解体をされる場合に、解体工事費用の一部を補助する制度を実施しています。この制度にはいくつかの条件がありますので、事前にご相談ください。

同封書類
○現況写真
○空家啓発冊子

《連絡先》
嘉麻市役所
防災対策課 消防安全係
電話 0948 - 42 - 7418

お知らせ

このお知らせは、空き家（建物）の適切管理について広く周知するため、不動産保有の有無にかかわらず、すべての方に送付させていただいております。お知らせの内容に該当しない方にも送付しておりますので、何卒ご賢察いただき、ご了承をいただきたくお願い申し上げます。

お持ちの不動産、適切に管理されていますか？

〈所有者の皆様へのお願い〉

近年、少子高齢化、経済状況の変化等を背景に、嘉麻市内においても適切に維持管理がなされずに老朽化が進む空き家が増加しています。特に長年利用されていない建築物は放置されることで防災や防犯、隣接する建物や道路など周辺に悪影響を及ぼす事例が多く見られます。

住んでいた家の様子を見ないまま放置していると、建物の老朽化等により、瓦や外壁の落下、雑草の繁茂、害虫の発生など、近隣住民や地域に迷惑をかける恐れがありますので、お持ちの建物、土地については適切な維持管理をお願いいたします。

仮に、空き家が原因で近隣の家屋や通行人に損害を与えた場合は、所有者等が*損害賠償を問われる可能性があります。

※ 民法第717条（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）に規定

〈危険な空き家の除却補助制度〉

市では、市民のみなさまの安全で安心な居住環境を確保するため、倒壊や建築部材の飛散の恐れがある危険な空き家について、除却（解体）工事にかかる費用の一部、上限50万円を補助する制度を設けています。

※ 補助の要件がありますので、詳しくはお問合せください。

空家バンク制度をご存知ですか？



空家バンク制度とは
市内にある空き家等を有効活用して、嘉麻市の移住・定住の促進と地域の活性化を図る制度です。

嘉麻市内に空き家を所有している方は、ぜひ空家バンク制度をご利用ください。

お問い合わせ

適切管理については 防災対策課消防安全係

☎0948-42-7418

空家バンクについては 産業振興課まちおこし係

☎0948-42-7453

嘉麻市 空き家

検索

